

報告日：2025 年 5 月 27 日

2024 年度「目白大学・目白大学短期大学部ガバナンス・コード＜第 1.0 版＞」
遵守状況報告書

1. 遵守概況

第 1 章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重	遵守状況
1-1 建学の精神	遵守している
1-2 人材養成に係る目的	遵守している

第 2 章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)	遵守状況
2-1 理事会	遵守している
2-2 理事	遵守している
2-3 監事	遵守している
2-4 評議員会	遵守している
2-5 評議員	遵守している

第 3 章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	遵守状況
3-1 学長	遵守している
3-2 教授会	遵守している

第 4 章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)	遵守状況
4-1 学生に対して	遵守している
4-2 教職員等に対して	遵守している
4-3 社会に対して	遵守している
4-4 危機管理及び法令順守	遵守している

第 5 章 透明性の確保(情報公開)	遵守状況
5-1 情報公開の充実	遵守している

2. 遵守状況の特記事項

ガバナンス・コード	遵守状況
1-2 人材養成に係る目的	・大学は創造的な知性と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成を目的としている。 ・短期大学部は幅広く深い教養並びに高度な専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は实际生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的としている。 ・第5次中期目標・中期計画において大学は、教養教育やSTEAM教育の充実など「これからの社会を生き抜く力」を養成する教育課程の編成を計画し、短期大学部は、人格的な成長と社会的・職業的な自立・自律を促すためのコンピテンシーを基盤とする学びの構築を計画している。
2-1 理事会	・従来は期末に集中していた当年度の事業計画の進捗状況や課題などを、今年度から理事会で定期的に共有するようにした。
2-3 監事	・監事業務を支援するための体制整備として、外部機関による研修機会を随時提供しており、経営企画本部会議への出席や学部長等会議資料の回付、学内 Web 稟議書の確認や現場へのヒヤリングを通じて、法人及び設置学校を取り巻く環境や課題等の共有や、意見交換する機会を定期的に設けている。
2-4 評議員会	・私立学校法の改正の趣旨を踏まえ、実効性の高い会議運営とするための寄附行為に変更している。業務執行状況の説明機会を設けるために開催回数を増加して学内に関する情報不足を補い、理事が議決権を持たないオブザーバーとして出席することや議長は理事長を含めた中から評議員が定めることとしている。

4-1 学生に対して	・大学は、「これからの社会を生き抜く力を養成する教育課程を編成する」と、「学修者本位教育を実現することで、生涯学び続ける力を育成する」ために3つのポリシーの抜本的な見直しを行ったうえで教育課程編成、教育方法、環境の整備等を行うことを計画している。 ・短期大学部は、「コンピテンシー基盤型教育の整備と実践」のため学生主体の教育実現を計画している。 ・学生支援活動の強化として、教育研究活動から厚生補導まで含めた教職協働の実質化を促進させる計画を作成している。
4-2 教職員等に対して	・実務面のみならず、大学運営に関する権限や責任等について、教員と事務職員等の相互の協働を前提とした役割分担や組織的連携体制の構築(校務分掌の見直し含む)を策定した。
4-3 社会に対して	・大学は2023年度の認証評価の結果、基準に適合していると認定された。
4-4 危機管理及び法令順守	・法令順守のための体制整備として、危機管理体制の整備(危機管理対策本部会議・自衛消防隊など)と、危機管理マニュアルの改正を検討中である。 ・全教職員向けにハラスメント研修及び個人情報保護法の改正ポイントに関する研修を実施した。